平成２２年（フ）第３５５７号
札幌市南区川沿２条３丁目８番27号　ハイツコロナード103号　堀晶子方
債務者　松林　義樹
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５６３号
札幌市白石区本郷通10丁目北２番１―203号
債務者　若山　貴司
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５６９号
札幌市豊平区西岡３条２丁目２番３―204号
債務者　上野　貴之
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５７０号
札幌市豊平区西岡３条２丁目２番３―204号
債務者　上野　るい
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２３号
札幌市豊平区中の島２条４丁目６番５号　コーポこまどり203号
債務者　大滝瑠美子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６４２号
札幌市豊平区平岸２条14丁目１番65号　チセハウス平岸303号
債務者　石橋妃路文
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６４３号
札幌市豊平区平岸２条14丁目１番65号　チセハウス平岸303号
債務者　石橋　奈美（旧姓梅沢）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８８号
札幌市東区北24条東８丁目１番20号　パレスビル24―301
債務者　石上加代子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９９号
札幌市豊平区月寒東１条６丁目１番23号　アバカスヴィラ月寒205号
債務者　西田　允也
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７１１号
北海道千歳市栄町１丁目10番地の22
債務者　吉田ゆかり（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２７号
北海道江別市中央町27番地の51
債務者　工藤　明浩
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２０号
名古屋市東区筒井３丁目14番16号
債務者　清水　義郎
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３０８号
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地２棟408号
債務者　内山　康穂
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４０３号
愛知県春日井市柏原町５丁目138番地
債務者　長谷部ひろみ
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４２４号
名古屋市北区辻町１丁目８番地　県営辻町住宅２街区５棟401号
債務者　上野貴代子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４４８号
名古屋市中川区露橋１丁目11番３号
債務者　小塩　義広
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６３９号
大阪府高槻市大塚町２丁目55番７号
債務者　近藤　明美（旧姓立山）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部